

## 全 員 協 議 会 記 錄

令和 7 年 12 月 1 日 (月)  
11 時 15 分～12 時 22 分  
( 本 会 議 終 了 後 )  
全 員 協 議 会 室

### 〔出席議員〕

瀧谷議長、笹田副議長

西田一平議員、今田議員、岡山議員、遠藤議員、花田議員、戸津川議員、  
村木議員、森谷議員、大谷議員、沖田議員、足立議員、川上議員、柳楽議員、  
串崎議員、小川議員、岡本議員、芦谷議員、佐々木議員、西田清久議員、  
川神議員

### 〔執行部〕

出席なし

### 〔事務局〕

下間局長、濱見次長、森井書記

---

### 議 題

1 陳情付託先について

2 議会運営にかかる留意事項について

- (1) 一般質問、議案質疑、発言の取消・訂正について
- (2) 委員会の所管事務調査、議員の調査権について

3 その他

- (1) 自由討議について
- (2) 令和 7 年 12 月浜田市議会定例会議ケーブルテレビ放送及び再放送について
- (3) はまだ議会だより一般質問の原稿締切について  
原稿〆切日：令和 7 年 12 月 11 日(木) 午後 3 時
- (4) その他

【別紙会議録のとおり】

## 【会議録】

[ 11 時 15 分 開議 ]

### ○議長

令和7年12月1日の全員協議会を始める。それでは議題に入る。

## 1 陳情付託先について

### ○議長

資料1を参考されたい。

今定例会議で取り扱う陳情を11月14日金曜日、13時で締め切ったところ、2件の陳情があった。

手元に配付の陳情付託表のとおり、2件とも文教厚生委員会に審査を付託するので、よろしくお願いする。

## 2 議会運営にかかる留意事項について

### ○議長

改選前にも、前議長から、こういった議題で全議員へ説明されていたとのことであった。今回改選となり、新しく議員になった方はもちろん、改めて全議員で認識を共有するため、私から説明をする。質問などについては、(1)(2)の説明後に受けることとする。

まず一般質問についてであるが、浜田市議会会議規則第59条に「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問できる。」とある。

また、浜田市議会基本条例第7条に「議会審議における議員と市長等との関係は次に掲げるところにより、緊張関係が保たれていなければならない。」とあり、その中で、「1、一般質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。」「2、議長の要請により、本会議等に出席した市長等は、議員からの質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案議案の修正案等に対して疑義等があるときは、議長又は委員長の許可を得て、これらに反問し、又は反論できる。」と、反問権が規定されている。

執行部においては、まだこの反問権がそうたくさん使われていないと記憶しているが、この反問権を利用していただくことで、活発な論戦を展開できるよう、また執行部にも要請をしていきたいと考えている。

注意点として、通告書の①②の小項目は、要旨を具体的に記載すること。

数値を求めるだけでなく、趣旨が分かるよう記載し、議員の考え方や論旨、趣旨、市政上の論点、争点等が明確となるように記載すること。要旨を具体的に記載することで、執行部は十分な準備ができ、議員にとって満足な答弁が得られ、充実した能率的な議会運営ができる、という理由による。

2 ページ目である。個人一般質問の対面型一問一答方式の導入については、左の図の流れによって進められていく。

質問①は通告が必要である。質問②から④の通告は不要であるが、答弁に対する質問であり、新たな項目を質問することはできない。これは重要な点であるので、きちんと記憶されたい。論議が収束しないときは、議長が議事を整理する。注意点として、再質問はあくまでも執行部の答弁に対する質問であり、新たな項目を質問してはいけない。

2、個人一般質問通告の期限及び流れについてであるが、一般質問の通告書は、質問の表題、大・中項目だけでなく、要旨、小項目を具体的に記載し、同時に提出することとなっている。

3、質問内容についてであるが、一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、次の 4 点については、質問を差し控えることを前提に、所管の委員会に関する質問の制限は行わないこととする。

①質問の内容が単なる事務的な見解をただすにすぎないもの、②議案審議の段階でただせるもの、③制度の内容説明を求めるもの、④特定の地区の道路改修などを要望するもの、が質問に対して規定されている。

次に、質問時間・回数について。①1 人当たりの持ち時間は 1 定例会議ごとに 30 分とする。②質問の持ち時間は答弁を含めない。③質問の回数に制限は設けない。

5、質問及び答弁の場所の流れについて、①議長は議事日程に基づき、質問者を指名する。②質問者は市長と対面で設置する質問席につき質問を始める。③質問は質問席で起立して行い、2 回目以降の質問のときも同様とする。④質問者は答弁を質問席で着席して受ける。⑤答弁は市長以下自席で行う。⑥質問・答弁が終了後、質問者は、自席に戻り、着席する。⑦質問の残り時間は質問席前方に設置のディスプレイで確認し、持ち時間内に質問を終える。なお、持ち時間を超えて発言が終わらない場合は、議長が制止する場合もある。

続いて 4 ページ目である。浜田市議会一般質問説明用補助資料取扱要領である。1、資料使用の範囲であるが、発言を補完するための説明用補助資料を使用できるのは、本会議における一般質問とする。2、資料使用の基準として、議会は言論の府であることを鑑み、資料の使用は次の事項に基づいて行うものとする。(1)資料の使用はあくまで説明の補助手段であることに留意する。(2)資料の使用に関して、枚数制限は設けないが、説明の補助手段として適切な枚数を議員が判断する。(3)資料のデータ、規格は P D F に変換可能なものとする。(4)資料を使用する議員は、議会事務局が記載した資料番号を発言した後に、貸与されているタブレット端末を介して資料を発信する。(5)資料使用時のケーブルテレビの映像について、使用する議員は、資料番号を発言することにより、資料を映すタイミングを示し、事業者に一任する。(6)資料を使用する場合の発言は、文字として記録に残ることを意識し、使用した資料の内容が伝わるよう留意する。

次に、資料使用の手続であるが、ただし書として、議長は、資料使用の申出が次

に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しないものとする。ア、資料の内容が著作権その他の知的財産権を侵害すると認められるとき。イ、アのほか、資料の内容が個人または団体の権利利害を害すると認められるとき。ウ、資料の内容が公序良俗に反すると認められるとき。エ、資料の内容が広告宣伝勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含むと認められるとき。オ、資料の使用が2に定める基準に照らして適当でないと認められるとき。という場合において、使用を承認しない場合がある。

続いて、浜田市議会申し合わせ事項の個人一般質問である。個人一般質問は対面一問一答方式とする。これは事務的な内容であるため省略する。

6、通告書は、締切りの1日前までファクス・メール提出を受付可能とし、それ以降は持参する。6ページ、個人一般質問通告後、なおかつ、発言順序が定められた後に本人が病気又は弔事で質問できなくなった場合、個人一般質問最終日の1番最後に発言ができるものとする。あとは事務的な内容であるため、各自一読されたい。

続いて、議案質疑の回数変更についてである。浜田市議会での議案質疑等における発言に関する規定として、浜田市議会会議規則第49条に「発言は、すべて議長の許可を得たあとにしなければならない。」、第50条に「会議において発言する議員は、議長の定めた期間内に議長に発言通告書を提出しなければならない。」とある。質疑の回数は制限しないが、議題の範囲を超えてはならない、また、一般質問とは異なり、自己の意見を述べてはならない。この場合の自己の意見とは、下から2番目にあるように、討論で述べるような事件についての賛否の意見をいうとなっている。

委員会付託が予定されている所管委員会の委員は、市長の考え方や方針を正す場合のみ、本会議で質疑を行い、詳細な質疑は委員会で行う。

市長の考え方や方針を正す場合のみ本会議で行うということである。それと、本来、議案質疑も発言通告書を提出する規定となっているが、申し合わせにより、当面、挙手により議長が許可するという運用になっている。

続いて、発言の取消し・訂正についてである。議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできないとなっている。発言の取消しでよくあるのは、不穏な発言の取消しについてである。不穏な発言とは、一般的に無礼な発言、他人の私生活における発言、誤解した発言、感情的な発言等、一切の不適切な発言のことをいうということで、こういった場面には、発言を取り消し、削除する場合がある。

閲覧用や関係者に配布する会議録は取り消した部分は掲載せず、訂正した部分を訂正して掲載する。これは会議録についてである。

続いて、議会運営に係る留意事項についてということで、所管事務調査についてである。

市から提案された予算案や条例案など、議案を審査するのとは別に、常任委員会及び議会運営委員会が所管する事項について調査を行うものである。

委員会が自主的に所管事務を取り上げ、積極的に調査を行い得る権限である、となっている。地方自治法によると、②常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案・請願等を審査するとなっている。

浜田市議会基本条例第 13 条に、「委員会は、当該委員会が所管する事務の調査を充実させることにより、委員会活動の活性化を図り、政策立案等を積極的に行うよう努めるものとする。」となっている。3、常任委員会を代表する議員は、本会議において所管事務について、議長の許可を得て質問できる。これは委員会代表質問のことである。4、委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、政策立案等につなげるよう努めるものとするということで、行政視察レポートを提出し、発表することになっている。

2 ページ目、常任委員会の所管事務調査の在り方として、①委員から所管事務調査を提案し、それに対して執行部からの説明と質疑、②テーマを設定し、政策提言等を目指しての調査研究、③委員会の行政視察や市内の現地視察、④関係機関との意見交換会がある。①について、年 4 回の定例会議の各初日に常任委員会を開催し、所管事務調査を決定する。定例会議期間中の常任委員会において、アの事項について執行部から説明を受け、質疑する。

課題として、各委員個人からの執行部への調査事項が、現状確認や質疑にとどまっており、委員会としての調査目的が明確になっておらず、委員会活動の活性化や政策立案につながっていないという声は、反省項目である。

常任委員会の所管事務調査権は、委員会の権限であることから、個々の委員が自由に所管事項について執行機関に質問することではなく、委員会として所管事項のうち、調査を行う事項を具体的に議決をもって特定して行うものであるとなっている。

続いて、2 ページ目の後半と 3 ページ目は、図にあるような流れとなっている。

4 ページ目、議員の調査権についてである。調査権の法的根拠について、議会と委員会の調査権は、議会が執行機関に対するチェック機能を果たすため、地方自治法において、当該自治体の事務に関する調査権が認められている。

地方自治法第 100 条には、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。これはご存じのように、100 条委員会という大変厳しい、議会の伝家の宝刀とも言われるものであり、十分熟慮の上で設置するものである。

委員会については、所管する部門に属する当該自治体の事務に関する調査権が認められている。委員会の役割は、本会議からの付託を受け、議案などを十分に審議することであるから、このための固有の権限として調査権が法律上定められている。

この委員会の調査権は、議会の 100 条調査権のような強制力はないが、委員会が主体的に行使する固有の権限であるから、その発動には委員会の議決を要する。したがって、委員会の委員の自由意思だけで調査権行使することはできない。例えば、委員会開会中に出席委員から調査のための資料要求を求める旨の発言があった場合、委員長は資料の提出を求めるについて採決を行い、可決されれば、委員会として資料の提出を所管部署に求ることになる。

次に、議員の調査権である。地方自治法においては、議会及び委員会についての調査権を規定しているが、議員個人の調査権については何ら規定していない。議員の調査権には法的根拠がない。執行機関からの回答は任意であることを認識しておくことが必要であるとなっている。

この件について、質問はあるか。

### ○森谷議員

まず、1 ページ目、反問と反論の違いは何か。

### ○議長

反論は、議員の意見に対しての異議、反対の論を言うことである。反問は、「あなたはそう言うが、実際その財源をどうするのか」というように問い合わせ直すことである。

### ○森谷議員

私の感覚では、「あなた今何と質問したのか」というのが反問で、「私はこう思うからあなたの意見は違う」というのが反論だと思っていたが、それで良いか。

### ○下間局長

反問・反論の取扱要領第 2 条には、反問は「議員の質問が分かりづらく、質問の趣旨などを確認をする。」とあり、反論は「議員の言っていることに対して自分は違う」と、論を反することである。

### ○森谷議員

次に 2 ページのところで、質問①は通告が必要であると書いてあるが、その①というのはどこのことか。

### ○議長

小項目の 1 番上のことである。

### ○森谷議員

分かるように具体的に書けと書いてあるが、それも小項目のことか。

### ○下間局長

そのとおりである。

### ○森谷議員

分からぬだうと思って大変詳しく書いた。そうしたところ、それを読めと言われる。分かるように詳しく書いたつもりでそれを読んでいると、質問の時間がどんどんなくなり、困るではないか。執行部に詳しく書いたら、それを逆手に取られて自分の時間を消費させられるような感じになる。それなら分からぬように書け

ば良かったと思っているが、この関係はどうなっているのか。

### ○下間局長

小項目は分かるように書いていただく必要がある。具体的に中身が分かるように書いていただかなければ、執行部がきちんとそれに対して答えられるように準備ができないため、小項目は具体的に書いてもらう必要があると考える。30分という時間は決まっているので、それは守っていただきなければならないが、具体的に書いていただきたい。

### ○森谷議員

時間は守るが、それを時間内に話すということを知らなかつたので、執行部に対して丁寧に親切に書いてしまつた。一般質問は市民が聞く、傍聴の人のためにという意識でやる場合もある。執行部には分かるように別途説明もしている。長々と言う小項目は市民に対して分かりにくくなり、時間も無駄になつてしまふ。私としては、分かりやすく伝えたのだから、一般質問のときには、もっとコンパクトに、一字一句読みと言われたが、そこは勘案してほしいということである。

### ○議長

森谷議員の言うことはよく分かる。今回はそのようにしていただきて良い。

ただ、この問題については、また議会活性化委員会とか議会運営委員会とかで、きちんとした回答を議員間の議論の中で導き出していただきたいので、今回については、森谷議員のやり方で良い。

### ○森谷議員

分かつた。

では次に行く。4ページである。浜田市議会一般質問補助資料取扱要綱についてだが、この大きな2番の(4)に、タブレット端末を介して資料を発信するというのがあるが、これは私が何か操作をするのか。

(「はい」という声あり)

そういうことか。それでは、明日1番なので操作を教えてほしい。それから、次の大きな3番の(2)のア、イ、ウ、エ、オのイに、権利利害を侵害すると認められるときというのがあるが、例えば、その対象となる個人や団体が良いと言えば、これは問題ないということで良いか。

### ○議長

なるべく個人名は出さないようにお願いしたい。

### ○森谷議員

その方が良いと言っているということである。

### ○議長

その場合には名誉棄損にはならないと思うので、現状は、認められるのではないかと私は思うが、この点についても、議会運営委員会等で、今後精査してもらいたいと思う。

### ○森谷議員

執行部の部課長の名字は良いのか。岡田教育長とか、三浦市長とか。

### ○議長

これまで個人名を出さないように、議会だより等でも省いていたという経緯があったと記憶しているが、議員の皆、いかがか。

### ○川上議員

公人であるから、名前が出ても何ら問題はない。既に、皆ご存じのとおり、浜田市の組織体制の中に出ているので、何ら問題ない。

### ○議長

今そういう意見が出たがどうか。

### ○森谷議員

それはそのとおりだと思うが、私は自分のためにも質問しているが、5人の新人のためにも質問している。 笹田議員が10年ぐらい前に、江角議員がこうしたというようなことを言ったときに、「宣伝になるから先輩議員と言え」とおかしなことを言うと思ったが、賛成多数で「先輩議員」と言うことになった。自分たちは「同僚議員」と言えと。

これもおかしな話で、公人であるから、相手の名前が分からないとどの議員が言ったのか、西田議員が言ったのか、それとも川上議員が言ったのか、知っていた方が良いに決まっている。そのルールは厳格に守ることになっているのか。

### ○下間局長

先ほど森谷議員が言われたようなルールは申し合わせとかにもないので、そのときに採決をされたと言われるが、今はそういったルールはない。

### ○議長

ルールがないことは、本会議場で名前を出しても良いということである。

### ○佐々木議員

今の名前のやり取りについてだが、ここ4・5年で少し流れが変わったような気がする。当初は4年前、瀧谷議長がおられたときぐらいまでは、確かに名前を出さずに、先輩議員とか同僚議員とか、執行部もそのように呼んだりするのが多主流であった。私も先輩議員から「そういうふうにやれ」とは言われなかつたが、「そういうふうにやるもんだ」と言われた。議会の場では「こういうもんだ」というのが結構あって、ルールはないけども、その一環だと私は思っていた。だけど、最近は議員も入れ替わりがあったりして、結構名前をストレートに呼ぶ場合が多くなつてると私は少し感じている。なので、これは私の個人的な感じであるが、以前の「そういうもんだ」というのがもうなくなってしまうというような流れになっているのではないか。

### ○議長

これも今後整理させてもらうということで、この場は収めたいと思うがいかがか。

### ○森谷議員

分かった。次に8ページの上だが、発言の取消し・訂正についてである。皆、通

告した後、冒頭で何か言っているかもしれないが、本当はそうではないと思う。質問したことに対して、状況は毎日動いている。私は、余計に問題が出てくるときもあれば解決してしまうときもある。それで解決したときも、あたかも解決していないかのようにパフォーマンスとして質問して答えてもらわなければいけないのか。

○議長

今のは質問の取消しのことか。

○遠藤議員

今、森谷議員が言わされたのは、執行部とのやり取りで自己完結できてしまった質問に関しては、例えば取り下げるにより、ほかの一般質問ができるではないか、ということではないか。

○森谷議員

そうではなく、私たちは分からぬことや追求したいことがあるから、通告して一般質問する。それが時が進んで解決してしまったのに、それに固執してやらなければいけないのか。私の質問が多いから次に行きたいということではない。本来、解決していることは一般質問に出さない。それが途中で解決してしまったものを、分かっていて質問して答えてもらわなければいけないのか、ということである。私の希望は、解決したならもう良いではないかと思う。皆も早く終わるし。

○議長

解決したということは質問を取り下げたいということか。8ページは発言の取消しであって、質問の取下げではない。

○森谷議員

そうか、では、今の発言を取り消す。

議会運営に係る留意事項の2ページだが、これは多分所管事務調査のことではないかと思っている。下の図も同じようなことについて書いてあると思うが、結局どれが①でどれが②かが分からないので、①と②はどこに該当するのか教えてもらいたい。私は③が2つで④が1個、そこまでは分かる。行政視察と現地視察は多分③と③だと思う。④は一番右。①②というのは、この流れの中でどれになるのか。

○議長

左側の「取組課題」と「所管事項の調査」のところである。

○森谷議員

そのあとの流れはこういう流れになるのか。私はそれで何かやればその場で終わってしまうものだと思っていたが、一般的にこのような流れになるのか。この図のフローは想像していなかった。

○下間局長

これは理想というか、こうなれば良いというものである。これが一番の理想ではないが、委員会の所管事務調査から委員会の代表質問などにつなげて、委員会の政策提言や提案につなげて最終的に市政に反映されれば良いという理想図のようなものと思っていただきたい。

## ○森谷議員

議員の調査権についての4ページのところだが、議会の100条調査は分かった。それから、議員も何もないということが分かった。委員会というところだが、事務に関する調査権が認められている。調査権とは何か。何か質問するだけなら議員だってできる。この100条と一般議員との間みたいな位置付けに書いてあるようだが、結局、一般議員と違って何ができるのか。

## ○議長

どなたか答えられる議員はいないか。

## ○森谷議員

駄目押しだが、芦谷議員が「一般質問でできることは、所管事務調査で取り上げてはいけない」と言うが、それは正しいのか。

## ○議長

そのようなことはない。

## ○森谷議員

間違っているということか。わかった。

## ○議長

そのほかあるか。

( 「なし」という声あり )

## 3 その他

### (1) 自由討議について

## ○議長

浜田市議会では、議会基本条例に、自由討議による合意形成等という規定があり、また、別に自由討議実施要綱を定めている。

自由討議は、問題点を浮き彫りにし、様々な観点から論点を整理し、議員間又は委員間の理解を深めた上で、議論を尽くして合意形成に努めることを目的とするとしている。

議員から、自由討議を行いたい案件があれば、議題と自由討議の趣旨、目的を発言いただき、全議員に諮った上で、この案件について自由討議を行うかどうかを決定するという流れで、全員協議会では毎回自由討議を行う案件があるかを議員の皆さんに諮る取扱いをしている。

改選後初めてだが、それでは議員間で自由討議を行いたい案件が何かあるか。

## ○森谷議員

またかと言われると思うが、飲酒隠蔽である。なぜいけないかというと、処分のことではなく、適切に処理されていると言われる。仮に飲酒があったときに、どのようなパターンが適切に処理になるのかとか、そのレベルでも良いから、ぜひ徹底的にやってもらいたい。

なぜかというと、副市長は、周りから入り込ませないように、それについては、

どうのこうの「適切に」と言うが、どう適切なんだということを1つも言わない。それがもし不適切なのに許されるなら、談合だってできてしまう。

私は、処分せよとか今さら言わない。名前を出せとも今さら言わないが、どこかで不正が平気でできるようなシステムの欠陥があるなら、そこを塞がなければいけないと思う。そういうことのためにやっている。

芦谷議員は「もう退職して罰を受けているのだから許してやれ」と言うが、そういう問題ではない。多数決で採用されないと思うが、一応意見を言っておく。

### ○議長

ただ今、森谷議員から飲酒隠蔽についての議論を自由討議で行つてはどうかという提案があった。議員の皆の意見を伺いたい。今の意見に異議はあるか。

### ○川上議員

この件に関しては、私は以前からずっと言っているので、私はぜひともやるべきだろうと思う。森谷議員が言われたように、責任をとるとかとらないとかいう話ではなくて、どういう問題があったからこういうことになったんだと。このことに関して、明確にする必要があるのではないかと考えている。

今回一般質問をするので、もし皆と一緒にできるなら、今やっておきたい。そうすれば一般質問をしなくて済む。

### ○森谷議員

議長は所信表明のときに、この件についてはけりを付けると言われたので、ぜひリードしてほしい。

### ○議長

今回は自由討議であるため、自由討議をするかしないかを図る。自由討議を今回すべきだという方の挙手を求める。

( 挙手あり )

挙手4名であるため、今回については否決ということにさせていただく。

### ○遠藤議員

今の森谷議員の発言にかかわらず、自由討議であるのであれば自由に意見を述べたい。今後私が何か言いたい議題を上げたときに、すごく思いがあって上げたいのに、賛成が少数だから却下という仕組みが民主主義であるから仕方ないのは分かるが、議題の土俵にすら私たちは上がらせてもらえないのかという部分が新人議員としてある。特別委員会ではないが、これについて話し合う機会とか、その場というのはぜひ設けていただきたい。また議長も所信のときに言われたので、今日この自由討議をしないのであれば、いつどこでやるとか、それをはつきり言つていただいた方が、私たちも今後納得できると思うので、ぜひ今ここで、いつそれをするのか、いつまでにとかを聞かせていただきたい。

### ○議長

私もこの問題は決着しなければならないと思っているが、今この場での自由討議は、賛成少数ということで否決になった。それについては、少し時間をいただきたい。

それとまた、この問題の今までの経緯ももう少し正確に把握しておきたいので、時間をいただきたい。その結果については、遠藤議員に報告させていただくので、12月定例会議ぐらいまでは、少し時間をいただきたい。

### ○川上議員

先ほど議長は遠藤議員へ報告すると言われたが、このことに関しては全員が共通しておくべきことだと思うので、全議員へ報告いただくようお願いする。

### ○議長

了解した。

### ○足立議員

議長の所信表明のときのことを森谷議員が言われたが、確かに私も質疑をした立場で、立候補された3人の方に伺った。それから先ほど川上議員が言われたように、一般質問でもされるということだが、飲酒隠蔽ではなく、職員の不祥事や職員の規律を正すという観点から、職員のことをきちんとこちらとしても把握したいという観点であれば、私もそういったことを、これから先追求していく。その1つが、飲酒隠蔽であるという形にしてもらえると少し方向性も、もう少し職員全体の規律をきちんとできると思うが、その辺は森谷議員はいかがか。

### ○森谷議員

そういうことであれば、私も思うこととして、カスタマーハラスメントがある。カスタマーハラスメントとは、私たち客・市民側が、市の職員に対してプレッシャーをかけたというのがカスハラである。

だけども、市の職員が、何を聞いても答えないとか、黙っているとか、逆に客に対してパワーハラスメントである。うんともすんとも言わないとか、わけの分からぬことを根拠条文も出さないとか。怒っている人をたくさん知っている。アンケートで、人事が一番不満といった割合が多かった。

結局そういう勉強しない者が昇進するとか、頑張っている者が、冷や飯を食わされるとかということで優秀な職員が、どんどん退職している。

そういったパワハラ、カスハラ、マタハラなんかも全部入れて、その処分というか何がいけないのか悪いのかということを明確にするという、裾野を広げた中で何か議論するという形でやればどうだろうか。

### ○足立議員

森谷議員が言われたとおり、ハラスメントの部分に関してはこの間の議会運営委員会のときに話があったように、特別委員会を設置するかどうかという話がまだ結論は出ていないので、ハラスメントのことについて、議会活性化の方になるかもしれないし、そこはまだ分かりかねるところであるが、これも触れていかなければいけない問題だと思う。それも含めて職員もきちんとした規律の中で仕事をしていくだけということを私たちもきちんと確認をしながら進めていくような方向性で、職員のところを少し確認をさせてもらえば良いのではないかと思うが、そこら辺はまた議長がしっかりと検討していただきたい。

○議長

今回宿題をいただいたということで良いか。

( 「はい」という声あり )

それでは今回は自由討議なしということにする。

**(2) 令和7年12月浜田市議会定例会議ケーブルテレビ放送及び再放送について**

○議長

事務局長。

○下間局長

資料を参照されたい。

12月2日から5日までの一般質問の放映はそれぞれ質問の翌日に行われる。

再放送については記載のとおりであるので確認されたい。

○議長

ただいまの件について確認しておきたいことはあるか。

( 「なし」という声あり )

**(3) はまだ議会だより一般質問の原稿締切について**

○議長

資料3-(3)を参照されたい。事務局長。

○下間局長

個人一般質問をはまだ議会だよりに掲載するに当たって原稿の作成をお願いする。

資料の記載例にあるように、タイトルは20文字以内であるなど、いくつか注意事項があるので、確認いただくようお願いする。

本日の全員協議会終了後に、全議員にこの様式をメールで送るので、メール等により提出をよろしくお願いする。

統いてレジュメを参照されたい。記載のとおり、原稿締切は、12月11日(木曜日)の午後3時である。締切り厳守の上よろしくお願いする。

○議長

この件について何かあるか。

○川上議員

今回、締切りが大変遅いが、なぜか。以前は終わってすぐ出さなければいけないことがあったが。

○下間局長

締切りの日程については、今は分かりかねる。

○川上議員

後ほど議会広報広聴委員会の担当に聞くので良い。

○議長

ほかにあるか。

## ○森谷議員

新聞は、今日の事件が明日新聞になるが、この議会だよりは、12月定例会議が2月頃出るのではないか。これはもう間が抜けすぎている。やはり今月中にだって出せるはずなのに、少なくとも1月の上旬ぐらいには出せないか。

それで、議員は、文章を読んだり、間違いや誤字脱字を探すのが得意ではないので、この部分を任せれば良いのではないか。専門家であるから時間が無駄にならない。ということで、もっと迅速にできるようにならないか。

## ○議長

今のは提案ということで、議会広報広聴委員会で議論をしていただきたい。

ほかにあるか。

( 「なし」という声あり )

## (4) その他

### ○議長

私から、議長会関係の報告についてである。

1点目が、元全国市議会議長会特定第三種漁港協議会臨時総会・中央陳情に参加をした。

全国13港の特三漁港から27項目の要望が出ている。競争力強化、輸出促進のための高度衛生管理対策への支援など、生産・流通拠点への支援などが出ているが、その中の6つについては重点要望となっている。

1点目が、冷凍冷蔵施設の維持管理・更新への支援策の拡充。2点目が浜の活力再生・成長促進交付金、水産業競争力強化緊急施設整備事業の継続。3点目が、海業振興における施設整備への支援。4点目が、海洋ごみ対策の推進。5点目が、人手不足対応のための労働者確保対策の推進。6点目が、漁船漁業構造改革に対する集中的な取組ということで、農林水産副大臣などに陳情要望書を提出したところである。

2点目が、石見四市議会議長会秋季議長会ということで、大田市で開催をされている。「地域公共交通について」ということが議題であった。人口減少が加速する中で、石見地方の四市の公共交通機関は石見交通に依存をしている。

そういった中で、石見交通は民間企業ということで、不採算部門の撤退ということを何年かに1度行っているが、これが加速するということが今後予測される。

そういった中で、四市は、石見交通に対して補助金を出しているが、その補助金をなくして、デマンド型タクシーに対応できるかとなると、それ以上の1億円以上の補助金が要るのではないかということで、今、最適解を模索中という印象を持った。

特に益田市などは、石見交通が地元企業であるという問題もあって、なかなかその辺の対応が難しいという議長の意見であった。

この問題については、各議会にとっても喫緊の課題であるので、各委員会、また

各議員などに調査研究していきながら、また提案もお願いする。

また3つ目が、全国市議会議長会で大規模地震に備えた防災まちづくりの推進に関する特別委員会が開催された。

「災害への備えの構造を俯瞰する」ということで、東京大学の加藤孝明教授の講演とパネルディスカッションが開催されたところである。この講演の後に、2点質問をしてみた。地震の後の自衛隊の出動の要請にスピード感のない現状に対して、法律を改正して国が危機管理すべきではないかと質問したが、阪神大震災の頃よりは随分スピードが良くなっている、という回答であった。2点目は、南海トラフ地震や首都直下型地震が迫っていると騒がれている一方、補給備蓄基地の整備が遅れているのではないかと質問したが、先生の回答は、アマゾンなど、民間企業に大量の物資の倉庫があるので、まずその連携を図った後に、公的な備蓄基地のことを検討すべきではないかという回答であった。

これについて何かあるか。

### ○森谷議員

バスについては、益田市でもごたごたしている。この前もおいしい指定管理があったときに、石見交通に内緒で、市の職員が辞めて勝手にバス会社をつくってそれを取ってしまったというようなところもある。バスは、空気を運んでいるような感じがある。それと、本当の高齢者にとってみれば、バス停まで行くのがもう駄目である。乗ってから階段を上るのも駄目である。やはり、ドア・ツー・ドアのようなタクシーミたいな形をやるしかないと思う。

それからもう1つは、防災ということを言わされたと思うが、それぞれの市町村がストックするよりも、そういう災害に遭ったときは、そのストックさえも使えるかどうか分からぬ状況であるから、少し量を減らしてストックして、周りのところにどうせ助けに行くのだから、集中して集めるという方法が良いと思う。

もう1つは、今、火災が起きたとする。実際は30人、50人以上の施設に対しては、誰が何をすると決まっているはずである。だけども、誰に聞いても自分が何の係か分からぬ。例えば、森井書記、火事が起きたときに何の係か。下間局長、何の係か。これは、案内の係、初期消火の係とか決まっている。消防に電話して「今、消防署で火事になったら、あなたはを何するの」と聞くと、電話に出た職員は、「すいません」と言う。そのレベルである。

それは形だけつくって魂入れずのようなことをやっていては、その外側のことをやる気概も入らないと思う。そこら辺をもっと真剣に、身の回りのことからきっちりやるようにしないといけないのではないか。

### ○議長

提言として承る。

そのほか、議員の皆から何かあるか。

### ○森谷議員

アップされている議会の会議の録音の音がすごく悪い。空調の換気扇の音が邪魔

するときもあるので、会議をしているときぐらいは換気扇を切って音が聞こえるようになれば良いのではないかと思う。

それから、私がインスタグラムで、浜田のことではないとして上げているが、実は浜田のこと、水産業のことである。今、水揚げが 100 億から 50 億になって 30 億になってというのがある。その中で、業者が、競り子と組んで、競りの前に魚をもらって、原価ゼロでお金にしたり、はかりで 100kg のところを 70kg だと言って、70kg 分のお金をもらって売ったりして、差額の 30kg が浮くわけである。

それから、そこで浮いた魚を、いろいろな人たちが割安でもらっている。魚で言えばヤンツーという言葉があるが、ヤンツーがあってこの前発覚したそうである。発覚して、摘発した競り子は飛ばされてしまったと。要するに、これはいけないと思って頑張った人が、割を食ってしまった。それから、会社の名前も知っているが、その会社も、すごくもうかかっている。通報しようしたら、会長が何とか抑えたのかもしれないが、新聞記事では抑えられてしまった。こういうことでは、網元の利益を損なっている。そんなに苦しい中で、網元が利益を損なうようなことがもし本当に漫然と行われていたなら、どこかで襟を正させるべきではないかと思う。

## ○議長

そのほかあるか。

## ○川上議員

今、森谷議員が言わわれたことは例外としても、浜田市として内部通報者保護法というものをしっかりと体制を整備しなければならないと思っている。その点についてもう一度検討すべきという形で話をいただきたい。

## ○議長

そのほかあるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、以上で全員協議会を閉会する。

[ 12 時 22 分 閉議 ]

浜田市議会全員協議会規程第6条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 濵 谷 幹 雄